



ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7 階
TEL 045-201-2218 (平日 9 時～17 時) FAX 045-201-1661

- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒ 横浜市社協 メール配信

1. 代表者変更時の手続きについて

- 代表者の「職種」または「氏名」に変更があった場合は、電子申請システムにて変更・保存をお願いします。

※紙での提出は不要です。電子申請が完了すると、登録内容が即時反映されますのでご確認ください。

⚡ 注意事項 ⚡

- 口座名義に旧代表者のお名前が含まれている場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

後日、施設様宛てに「口座振替依頼書」をお送りいたします。

※旧代表者名のままだと、口座振替が正常に行われられない可能性があります。

- 法人・施設の「名称」「所在地」「電話番号」に変更がある場合は、紙での提出が必要です。

「共済契約者変更届」または「共済契約代行者変更届」を、事務局までご提出ください。

2. 【再案内】標準給与月額算定基礎届について

- 電子申請システムにて、標準給与月額算定基礎届の提出を **8月10日（日）** までにお願いいたします！

- Q1：従業員数が多く、1人ずつ月額を手入力するのが大変です。効率的な方法がありますか？

A1：手入力のほかに、CSV形式でのデータ取り込みにも対応しています。CSVでの入力をご希望の場合は、以下のメールアドレス宛に「CSV希望」と記載したメールをお送りください。事務局より取込方法のご案内（説明書）をメールで返信いたします。

📧 横浜市社会福祉協議会 年金共済担当 メールアドレス：kyousai@yokohamashakyo.jp

- Q2：算出する給与額には、どの手当が含まれ、どの手当が含まれませんか？

A2：算出に使用する給与額には、「本俸」および月により変動がない手当を含めてください。

一方で、月によって支給額が変動する手当（例：残業手当、宿直手当など）や通勤手当は含めません。

- Q3：育児休業や病気休業中の従業員については、どの給与額を算出すればよいですか？

A3：該当者については、5月～7月の3ヵ月平均ではなく、休業前（中断前）の給与額をご入力ください。

★詳細につきましては、電子申請システム【事務局からのお知らせ】（7/18）をご確認ください。

3. 8月の事務スケジュール

- ①【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **8/10 締切**
※10日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。

- ②【給付金振込日（7/10≠受付分）】 **8/12 予定**
【支給通知書の発行 8/12 振込分】 **8/12 頃予定**

- ③【加入者の承認通知書・掛金請求書等（8/10≠受付分）】
社協（共済担当） **8/20 頃発行予定** ⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**

※電子化移行に伴い、システムにて取得できる帳票類は送付いたしません。

※ただし、新規の契約申込、代行者指定届および口座振替の振替口座の変更を届け出た場合は、手続きが完了するまでの間、請求書を送付します。